

Q8-2 営業税の課税対象および納税義務者について教えてください。

1. 課税対象

営業税は、物品の販売、役務の提供および輸入を課税対象としています。

【物品の販売】(営業税法第2条第1項第1号、第3条、第4条)
物品の販売のうち、台湾内での物品の販売が課税対象となります。

なお、以下の項目は、通常であれば販売行為とは言えませんが、営業税法上は全て物品の販売とみなされると明示されており、統一発票の発行および営業税の受領が必要となりますので、注意が必要です。

- (1) 販売目的で生産、購入または輸入した物品の自家消費もしくは無償移転
- (2) 会社解散時の残余物品による債務の返済、株主への分配
- (3) 他者からの委託により代理購入した物品の委託者への引渡し行為
- (4) 他者に物品の代理販売を依頼した、所有権移転のない物品の引渡し行為
- (5) 物品を預かり、所有者に代わって販売する行為

【役務の販売】(同第2条第1項第1号、第3条、第4条)
役務の販売のうち、台湾内での役務の販売のみが課税対象となります。具体的には、役務の提供場所または使用場所が台湾内の場合は、課税対象となります。

【輸入】(同第2条第1項第2号、第5条)
輸入を行った場合、営業税の課税対象となります。
ただし、台湾外から保税区域(政府認可の輸出加工区、科学工業園區、税関管理下の保税工場、保税倉庫など)に持ち込まれる保税貨物は対象外です。また、これらの保税区域から、一般地域へ物品を持ち出した際には輸入とみなされ、営業税の課税対象となります。輸入時の営業税の課税額の計算基礎には、物品の対価だけでなく、その輸入関税も含まれます。なお、物品の輸入にかかる営業税は税関によって代理徴収されます。

2. 納税義務者

納税義務者は以下の通りです(同第2条)。

1. 物品または役務を販売する営業人
2. 輸入物品の荷受人または所有者
3. 外国の企業、機関、団体または組織で台湾内に固定的営業場所をもたないものから役務を購入する場合の、その役務の購入者
4. 外国の国際運輸業者で台湾内に固定的営業場所をもたず代理人を置いているものは、その代理人

なお、クロスボーダーでの台湾での電子役務販売に関しては、別途規定があるので、Q8-10を参照ください。